

内閣府「性別欄検討WG」

性同一性と性自認

(一社)LGBT 理解増進会

繁内幸治

アイデンティティ「identity」とは

- 哲学、心理学、精神医学・精神分析学、法学、情報工学などでの学術用語として使われる。
- 日本語に「identity」に相当するものがない。
- 「identity」は、古い西洋哲学の概念で、語源は古いラテン語の「idem」が、フランス語を経て英語圏でも使われるようになった。

※ウィキペディアより抜粋

「Gender Identity」の邦訳について

性同一性 自己の属する性別についての認識に

(自民党案) 対する**斉一性の有無及び強弱**

性自認 自己の性別についての認識

(野党案)

(英語に直訳すれば、**Gender self-recognition**)

なぜ、「性同一性」を採用したか？

1. 学問上の連続性のため

identity の日本語訳は「自認」ではない。
訳語として不適切なものを採用するとこれまでの学問上の連続性を絶つことになる

2. 内容上の適切性のため

自認と同一性では内容が異なる 自分の所属する性別についての統一性、一貫性、持続性といった **identity** の概念を示すには、「自認ではなく「同一性が内容を適切に反映した用語となる。

3. 国民の理解増進のため

意識として流通する「性自認」よりも学問的に内容的妥当性のある邦訳といえる「性同一性」を使用するほうが国民に本質的な理解を定着させることができる

助言 明治大学 佐々木賞子

セルフ ID とは

自己（セルフ）の申告のみによる性別を社会において事実として通用させるようにする（ID）ことを指して

います。その際には、医師の判断や性別適合医療を受けているかどうかは無関係。

トランスジェンダリズムとは

このセルフ ID にもとづいて法律や制度を変えていこうとする「性自認至上主義」のことであり、また、それを進める社会的・

政治的な運動のこと。

➡ **性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の条件緩和の
検討が始まっている。**

※NO！セルフ ID 女性の人権と安全を求める会より

第207国会(臨時会)会期中の与野党協議における争点

- ・「差別は許されない」

LGBT 理解増進法の法の精神に馴染まない

精神の涵養と寛容な社会(LGBT 理解増進法案第1条)

- ・「性同一性と性自認」

性自認の定義の問題点

行き過ぎたトランスジェンダリズムによる混乱

(お風呂、トイレ、スポーツなど) → **論ずれば差別?**

与野党合意案における性自認の再定義

性自認とは、

自己の属する性別についての認識に対する

斉一性の有無及び強弱

「性同一性 = 性自認」と再定義した意義

◎LGBT 理解増進法における循環定義の意義は大きい。

① 今後における LGBT 理解増進法のゆくえ

・理解の増進の内容は？

② 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の
条件緩和

・何をどこまで緩和するか？

③ 議員立法は成立するか？

・国の指針、ガイドラインは何を基準に作るか？

理解増進とダイバーシティ&インクルージョン

○理解増進 → ボトムアップ(人権教育・人権啓発)

○ダイバーシティ&インクルージョン

グローバルスタンダード

差別禁止 → トップダウン ⇒ 差別禁止 + 罰則)

**課題の完全解消に向けて
わが国における
過去の人権課題の解消に向けた歴史を
どう生かすか？**

分断は差別偏見を固定化し潜在化させる